

令和6年度 うるま市障がい者優先調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条に規定する障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、本市の全ての機関に適用する。

4 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。なお、本市に所在する障害者就労施設等からの調達を優先するものとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく施設等。

ア 就労継続支援事業所(A 型、B 型)

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設)

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)

イ 重度障害者多数雇用事業所(①～③のすべてを満たすもの)

① 障がい者の雇用者数が5人以上

② 障がい者の割合が従業員の 20%以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30%

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者(在宅就業障がい者)

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体(在宅支援団体)

5 調達する物品等の種類

障害者就労施設等が供給できる物品等とする。

6 担当窓口

本方針の担当窓口は、福祉部障がい福祉課(以下「担当課」という。)とする。

7 調達の推進方法

- (1) 担当課は、年度ごとに、前々年度の調達実績等を勘案し、当該年度において調達する物品等についての目標を設定する。
- (2) 調達する物品等については、特に分野を限定することなく調達に努める。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、予算の適正な執行並びに透明性の確保に配慮しつつ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用するなど、調達の推進に努める。
- (4) 障害者就労施設等から供給可能な物品等については、担当課が当該施設等からの情報を基にうるま市関係各部局へ情報提供するものとする。
- (5) 障害者就労施設等に配慮した納期の設定に努めるものとする。
- (6) 担当課は、年度ごとに、部局毎、種別毎の調達実績を調査し、市の各機関へ情報提供する。

8 共同受注窓口の活用

物品等の調達に当たっては、受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん、仲介する業務を行う共同受注窓口(うるま市ショップワークプロジェクト、一般財団法人沖縄県セルプセンター)を積極的に活用し、調達推進を図るものとする。

9 調達方針及び調達実績の公表

担当課は、方針及び年度毎の調達実績をうるま市ホームページ等により公表する。

10 調達の目標

令和6年度の調達目標を次のとおり設定する。

目標額 52,030 千円 (令和4年度実績額 50,515 千円の3%増)

11 適用期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日までとする。

12 その他

物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の改定を行うものとする。